

第百六十二号議案

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例

東京都国民保護協議会条例（平成十七年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「九十二人」を「九十四人」に改める。

第五条第一項中「七十人」を「七十二人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、委員及び幹事の総数の上限を改める必要がある。